

陳情・請願の取扱い改善に関するご報告

令和7年10月 議会運営委員会 委員長 井上順也

1. はじめに

町民の皆さまからのご意見・ご要望（陳情・請願）を、議会としてしっかりと受け止め、迅速かつ公正に対応するための取り組みを進めてきました。

このたび、陳情・請願の取扱いに関して改善を図りましたので、その概要を議会運営委員会として以下の通り報告いたします。

2. 背景と課題

令和7年3月定例会で不採択となった陳情（情報公開に関する内容）について、実際に審査されるまでに1年7か月という長い期間を要しました。

このような遅れは、町民の信頼を損なう重大な事態であり、議会の運営体制そのものに課題があったと深く反省しております。

3. 改善の基本方針

改善にあたっては、以下の3点を基本方針としました。

1. 町民の声への迅速・公正な対応
2. 処理状況の見える化と進捗管理
3. 情報公開と説明責任の強化

4. 改善の具体的内容

(1) 手続の迅速化

陳情・請願を受け取ってから、30日以内に審査を行う委員会に付託することを原則とします。

- ・ 委員会では、原則 2 か月以内に初回の審査を実施します。
- ・ 陳情者には、受理通知と今後の流れを文書で丁寧に案内します。

(2) 進捗状況の見える化

- ・ 「議会だより」等を活用し、処理状況や審査結果を町民に公表します。
- ・ 議会内でも、全陳情・請願の進捗を定期的に確認します。

(3) 長期継続案件への対応

- ・ 6 か月以上処理が完了していない案件は、定例会ごとに全議員に報告します。
- ・ 継続審査中の場合は、その理由も町民に分かりやすく説明します。

5. 制度面の整備

制度名	内容	対応方法
陳情・請願処理に関する 運用マニュアル	手続の期限や進捗管理 の方法を明文化	議長決裁により策定済
議会基本条例の改正 (案)	陳情・請願に関する情 報公開を明文化	※今回の改善により、条例改正は見送りとなりました。運用マニュアルで対応します。

6. 今後の運用について

- ・ 令和 7 年 11 月より新たな運用を開始します。
- ・ 実施状況や課題については、必要に応じて見直しを行い、常に改善を図ります。

7. おわりに

今回の改善は、「町民と議会の信頼関係を再構築する」ための大切な一歩です。

議会はこれからも、自らの姿勢を問い直し、町民に寄り添いながら開かれた議会運営を実現してまいります。